

行政文書の開示を請求する権利の濫用の適用に係る指針

平成 28 年 10 月 28 日制定

1 趣旨

江戸川区は、江戸川区情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、区民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障するとともに、区政の説明責任を果たし、区民と協働することにより、公正で開かれた区政の推進を図っている。

一方、開示請求者には、条例の目的に即した開示請求する権利の適正な行使及び得た情報の適正な使用が求められる。

実施機関は、条例に基づく開示請求の趣旨に反するような請求については、権利の濫用として開示請求を拒否することができるが、権利の濫用の適用に当たっては、慎重な運用が求められるため、以下のとおり考慮すべき要素を設け、権利の濫用に当たるか否かの判断方法を定めるものとする。

2 適用に当たって考慮すべき要素

(1) 実施機関の業務遂行の停滞を目的としていると認められるとき

(例) ・ 正当な理由がないにもかかわらず、過去に開示請求を行った同一の行政文書について、開示請求を繰り返すとき

・ 開示請求を行い、開示決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく閲覧等を行わないことを繰り返し、開示を受ける意思がないと認められるとき

・ 特定の部、課、係等への集中又は連続した大量の開示請求であって、言動等により実施機関の業務遂行を停滞させる害意が認められるとき

(2) 特定の部署又は特定の職員への威圧、攻撃などを目的としていると認められるとき

(例) ・ 特定の職員を誹謗、中傷又は威圧するなどの言動があるとき

・ 特定の職員が関与する行政文書についての集中又は連続した開示請求であって、言動等により威圧などの害意が認められるとき

・ 特定の部、課、係等への集中又は連続した大量の開示請求であって、言動等により攻撃などの害意が認められるとき

(3) 大量請求

(例) ・ 「 課の全ての文書」など大量の請求であり、開示請求の内容が具体的でなく、補正を求めても補正に応じないとき

3 権利の濫用の適用について

権利の濫用の適用に当たっては、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法など、当該開示請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な事情を総合的に勘案し、上記 2 の考慮すべき要素等に照らして慎重に判断するものとし、安易に不開示の決定をするような運用は慎むものとする。また、権利の濫用の適用の判断に際しては、実施機関は事前に総務課長と協議するものとする。